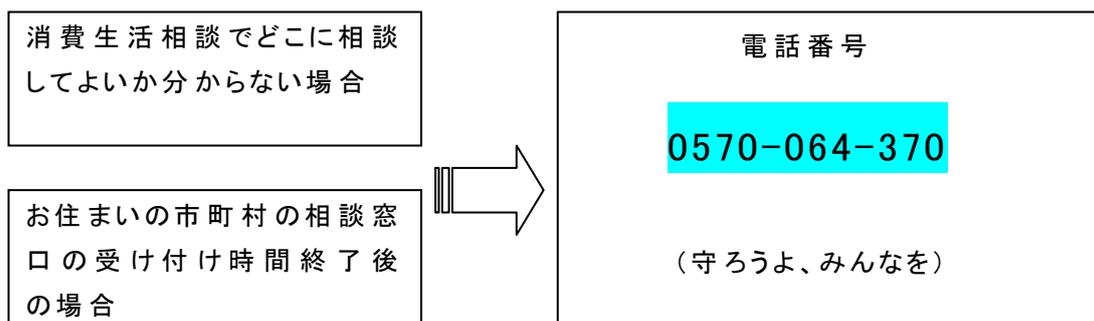
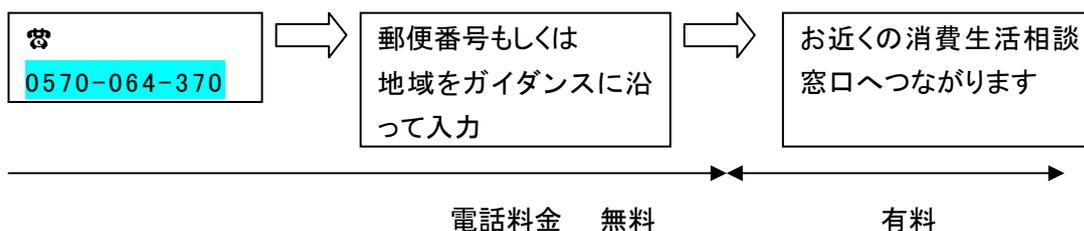


2010年1月12日より消費者ホットラインがスタートしました。

全国共通の電話番号から身近な消費生活相談窓口を案内する取り組みがスタートしました。消費生活相談でどこに相談してよいか分からない場合には、一人で悩まずに消費者ホットラインを利用しましょう。最寄の消費生活センターへ直接、お電話することも出来ます。



消費者ホットラインに電話すると



◆お近くの消費生活相談窓口がお休みの場合には、年末年始・祝日を除き平日は17時まで、土日は16時まで宮城県消費生活センター(022-261-5161)へ、祝日は10～16時まで国民生活センター(東京都)につながります。尚、仙台市消費生活センターは年末年始を除き、9時から18時まで開所していますので、仙台市民の方は仙台市消費生活センター(022-268-7867)へお電話下さい。

◆電話料金はガイダンスまでは無料ですが、その後は有料です。

◆IP電話やPHSからは利用できません。

◆岩沼市・名取市・大崎市・山元町の庁舎では、ひかり電話を利用しているため、消費者ホットラインを利用した場合には、宮城県消費生活センターにつながります。

詳しい説明・お近くの消費生活相談窓口についてはこちらをごらん下さい。

消費者庁 http://www.caa.go.jp/region/pdf/100107hotline_2.pdf

宮城県内の消費生活相談窓口 <http://www.pref.miyagi.jp/syoubun/syohi-sc/sityouson.htm>

消費者ホットラインは相談窓口がわからない場合には便利ですが、遠くの窓口につながる可能性もあります。この機会に、お住まいの消費生活センター・消費生活相談窓口の開設時間と電話番号を調べておきましょう。